

■法=建築基準法 ■令=施行令 ■別表=巻末の表 「私のP.」=自分の法令集のページを書き込む欄

集団規定 ①用途・容積・建蔽・道路

テーマ	頻	法	令	別	私のP.
用語の定義	◎	2	—	—	
面積・高さ・階数の算定	◎	—	2	—	
用途地域内の建築制限	◎	48	—	2	
容積率	◎	52	—	—	
建蔽率	◎	53	—	—	
敷地面積の最低限度	△	53の2	—	—	
道路の定義 (2項道路)	◎	42	—	—	
接道義務	◎	43	—	—	

集団規定 ②高さ・防火地域

テーマ	頻	法	令	別	私のP.
絶対高さ (低層・田園10/12m)	○	55	—	—	
道路・隣地・北側 斜線	◎	56	—	3※	
天空率 (斜線緩和)	○	56⑦	135の5	—	
日影規制 (中高層)	◎	56の2	—	4	
防火・準防火地域内の建築物	◎	61	—	—	
屋根の構造	○	62	—	—	
一の敷地とみなす特例 (連担)	△	86	—	—	

※別表第3＝道路斜線の適用距離のみ。隣地(20/31m)・北側(5/10m)斜線の数値は法56条の本文にある (別表ではない)。

単体規定 ①構造・防火・区画

テーマ	頻	法	令	別	私のP.
構造耐力 (構造計算の要求)	○	20	—	—	
大規模建築物の主要構造部	○	21	—	—	
耐火とすべき特殊建築物	◎	27	—	1	
防火壁等	○	26	—	—	
防火区画	◎	36	112	—	
界壁・間仕切壁・隔壁	○	—	114	—	
内装制限	◎	35の2	128の4・5	—	

単体規定 ②採光・換気・避難

テーマ	頻	法	令	別	私のP.
居室の採光・換気 (原則)	◎	28	—	—	
採光を要する居室・割合	◎	—	19	—	
有効採光面積の算定 (補正係数)	○	—	20	—	
換気設備の技術的基準	○	—	20の2	—	
シックハウス対策	◎	28の2	20の4～	—	
避難・消火の技術的基準 (委任)	○	35	—	—	
廊下の幅	○	—	119	—	
直通階段の設置 (歩行距離)	◎	—	120	—	
避難階段・特別避難階段	○	—	123	—	
排煙設備の設置	◎	—	126の2	—	
非常用照明装置	○	—	126の4	—	
非常用進入口	○	—	126の6	—	
敷地内の通路	○	—	128	—	

制度・手続

テーマ	頻	法	令	私のP.
建築確認・確認申請	◎	6	—	
確認の特例	○	6の4	—	
適用除外 (既存不適格)	○	3②	—	
用途変更に対する準用	○	87	—	

△ 2025年4月改正 (要チェック)
法6条の確認区分が再編。旧「4号特例」が縮小され、木造/非木造の別を廃止して新2号 (階数2以上 or 延べ200㎡超) /新3号 (平屋かつ200㎡以下) へ整理。※対象範囲の細部は国交省の最新資料で要確認。

別表の中身 (法○条 → 巻末の表)

別表	内容
第1	耐火・準耐火が要る特殊建築物 (法27)
第2	用途地域で建てられる/建てられない用途 (法48)
第3	道路斜線の適用距離・勾配 (法56)
第4	日影規制の測定面・時間 (法56の2)

💡 引くコツ
・「原則・大枠」は法、「数値・技術基準」は令にある。数値を聞かれたら迷わず令。
・集団規定=まち / 単体規定=建物単体。どちらの話かを最初に判断すると開く場所が絞れる。

紛らわしい番号ペア (取り違え注意)

・建蔽率法53 ↔ 敷地面積の最低限度法53の2
・採光「割合」令19 ↔ 採光「算定(補正係数)」令20
・排煙令126の2 ↔ 非常用照明令126の4 ↔ 進入口令126の6
・用語の定義法2 ↔ 面積・高さの算定令2

法規30問中、建築士法4～5問・関係法令7～8問。ここを一覧で引けると得点が安定する。

建築士法（毎年4～5問）			
テーマ	頻	条	私のP.
定義	○	2	
一級のみ設計・工事監理できる規模	◎	3	
一級 or 二級（～の規模）	○	3の2	
一・二級 or 木造（～の規模）	○	3の3	
業務に必要な表示行為（記名等）	○	20	
300㎡超の契約内容（書面）	○	22の3の3	
建築士事務所の登録	◎	23	
建築士事務所の管理（管理建築士）	◎	24	

💡 土法の狙われ方
「一級／二級／木造でできる業務の規模（3～3の3）」と「事務所の登録・管理（23・24）」が二大頻出。数字（延べ面積・高さ・階数）とセットで引けるように。

関係法令の全体像	
関係法令は「どの法律の話か」を見分けるのが第一歩。バリアフリー＝移動円滑化、省エネ＝適合性判定、都計法＝開発・用途、消防法＝設備・同意、と紐づけて覚える。	

関係法令（30問中7～8問）			
法律	テーマ	条	私のP.
都市計画法	地域地区	8	
	開発行為の許可	29	
	市街化調整区域の建築許可	53	
消防法	消防同意	7	
	防火管理者	8	
	消防用設備等の設置	17	
バリアフリー法	特別特定建築物の基準適合義務	14	
建築物省エネ法	省エネ基準への適合性判定	11	
耐震改修促進法	特定既存耐震不適格建築物	14	

△ 省エネ法の改正（要チェック）
2025年4月から、原則**すべての新築建築物に省エネ基準への適合義務**が拡大。適合性判定（省エネ適判）の対象も広がっている。※対象規模の細部は最新の国交省資料で確認。

※関係法令は改正が多い。番号は令和8年版法令集・e-Govで最終確認を。他に品確法・建設業法・宅建業法・長期優良住宅法なども出題実績あり。

このシートの使い方	
① 引く練習ドリル 「条」の列を手や付箋で隠し、テーマを見て番号を言えるか確認。索引を引く時間がゼロに近づく（法規は30問105分＝1問3.5分の時間勝負）。	
② 自分仕様にする 「私のP.」に、自分の法令集（TAC/井上/総合資格でページが違う）の該当ページを書き込む。一度書けば"世界に1枚の下敷き"になる。	
③ 覚えるのが目的ではない 法規は法令集持ち込み可。ゴールは暗記でなく「 テーマ→その場所を一瞬で開ける 」こと。	

優先順位（時間がない人へ）	
まず◎だけを完璧に引けるように。用途地域・容積率・建蔽率・斜線・日影・防火区画・内装制限・採光・確認申請・土法3条・事務所登録——ここだけで法規の骨格が押さえられる。	
▶ 各条文の 中身・数値・出題パターン は ブログ「 おとなの建築塾 」で図解つき解説&頻出条文ランキングを公開中。 kentikujuku.com X: @otona_kentikuju	

条文番号 昇順クイック索引（番号を見た瞬間に何の規定かを逆引き）					
法2	用語の定義	法28の2	シックハウス対策	法56 / 56の2	斜線制限 / 日影規制
法3②	適用除外（既存不適格）	法35	避難・消火の技術的基準	法61 / 62	防火地域内の建築物 / 屋根
法6	建築確認・確認申請	法35の2	内装制限	法86 / 87	連担特例 / 用途変更の準用
法6の4	確認の特例	法42	道路の定義	令2	面積・高さ・階数の算定
法20	構造耐力	法43	接道義務	令19 / 20	採光の割合 / 有効採光の算定
法21	大規模建築物の主要構造部	法48	用途地域内の建築制限	令20の2 / 20の4～	換気設備 / シックハウス
法26	防火壁等	法52	容積率	令112 / 114	防火区画 / 界壁
法27	耐火とすべき特殊建築物	法53 / 53の2	建蔽率 / 敷地面積の最低限度	令119 / 120 / 123	廊下幅 / 直通階段 / 避難階段
法28	居室の採光・換気	法55	絶対高さ（低層・田園）	令126の2/4/6	排煙 / 非常用照明 / 進入口
				令128 / 128の4・5 / 135の5	敷地内通路 / 内装制限 / 天空率